

新事業承継税制の改正（案）ポイント

～平成 30（2018）年税制改正大綱～

平成 29 年 12 月 22 日に閣議決定した平成 30 年度税制改正の大綱の続報です。

現行制度は事業環境の見通しが難しく適用が少ない事業承継税制ですが経営者の不安が軽減される内容が盛り込まれており新しい事業承継税制の適用は増加するものと思われます。

① 納税猶予される金額が変わる。

現行制度では相続税の納税猶予額は相続税額の 80% までですが、改正案では対象株式等に係る相続税額の全額（100%）が対象になります。

② 適用対象株式数の制限がなくなる。

現行制度では発行済議決権株式総数の 2/3 までしか納税猶予の対象になりませんが、改正案では取得した全ての株式が納税猶予の対象となります。

③ 雇用確保要件が緩和される。

5 年間平均 8 割以上の雇用を維持していないと納税猶予が打ち切れ、本税に加え延滞税等の納税が必要というのが本制度の適用が進まない大きな理由だったと思います。

改正案では、8 割を満たさなくても納税猶予は継続されますが、雇用要件（8 割以上）を満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されたものに限る）を都道府県に提出しなければなりません。その理由が経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合は、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、その内容を記載しなければなりません。

④ 【贈与者】先代経営者以外の者からの相続や贈与も対象となる。

代表者以外の者（先代経営者の配偶者等）が保有していた株式等についても、特例承継期間（5 年）以内に贈与等の申告期限が到来するものに限り納税猶予の適用対象となります。

⑤ 【受贈者】特例後継者（3 人まで）が適用対象者となる。

特例承認計画（以下参照）に記載された代表権を有する後継者（同族関係者で 50% 超を有する者に限る）であって、当該同族関係者のうち議決権を最も多く有する者（後継者が 2 名以上記載されている場合は、上位 3 名（議決権の 10% 以上を有する者に限る）までが納税猶予の対象者となります。

⑥ 納税猶予額の免除

対象株式を譲渡、合併による消滅、会社を解散するときにおいて納税を猶予された税額は納付しなければなりません。改正では経営環境を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間（5年）経過後に譲渡等する場合は再計算（調整あり）し当初の納税猶予額と再計算後の納付金額との差額が免除されます。

経営環境を示す一定の要件を満たす場合とは、直前3年間のうち2年以上赤字である場合や売上が減少している場合、有利子負債の残高が半年分の売上高に相当する場合等をいいます。

⑦ 推定相続人以外の者でも相続時精算課税制度の適用が可能となる。

特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（20歳以上）であり、その贈与者が60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることが可能となります。

【追加された手続き】

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承認計画を都道府県に提出すること。

特例承認計画書の詳細は公表されていませんが、①先代経営者の氏名②特例の適用を受ける後継者の氏名（最大3名）③事業承継前後の事業計画④認定経営革新等支援機関の所見等が予定されています。

特例承認計画書の提出をしても、納税猶予制度を必ず適用する必要はありませんが、納税猶予制度を適用する場合は必ず特例承認計画書を平成35年3月31日までに提出していなければなりません。事業承継の可能性がある場合は、事前に提出しておくことをお勧めします。

改正案は平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与や相続等により取得する財産に係る贈与税及び相続税について適用を予定されています。

*本資料の内容は国会等の審議により変わる可能性がありますので、ご留意ください。